

(要領様式第1号)

## 松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例(令和3年条例第63号。以下「条例」という。)に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第285号  
令和5年8月10日

松本市長 臥雲義尚

### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの(○を付す)
(1) 条例第41条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第45条第2項 (第45条第6項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第47条第1項	事業計画書	○
(4) 条例第50条第4項	見解書及び意見書(写)	
(5) 条例第54条第2項	最終見解書	
(6) 条例第56条第2項	事業計画廃止届出書	

### 2 公表する事項

事 項	内 容(該当する項のみに記載する)	
条例第41、45、 <u>47</u> 、50、54、56条	①氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社矢島建材 代表取締役 田村 勤 長野県松本市大字笹賀542番地1
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	【笹賀】松本市大字笹賀541番3、537番6、537番13 【今井】松本市大字今井字小段原8番5、8番4、9番
	③廃棄物の処理施設の種類の	産業廃棄物収集運搬業の積替保管施設
	④処理を行う廃棄物の種類の	積替保管する産業廃棄物 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。) (以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。)
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	【笹賀】 面積:1,525.05㎡ 保管上限:3,693.73㎡ 高さ上限:8.25m 【今井】 面積:2,454.08㎡ 保管上限:8,303.10㎡ 高さ上限:5.0m
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	変更後 新規許可
条例第41、45条	⑦周辺地域の範囲及びその根拠	
	⑧関係住民の範囲及びその根拠	
	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	
	⑩事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	
条例第 <u>47</u> 、50、54条	⑪対象周辺地域の範囲	【笹賀】松本市笹賀今町会 【今井】松本市大字今井字小段原8番5、8番4、9番の周辺50メートルの範囲
	⑫対象関係住民の範囲	・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者

条	⑬事業計画書(見解書及び意見書の写し、最終見解書)の閲覧場所、期間及び日時	(場所) 株式会社矢島建材 事務所内 長野県松本市大字笹賀 542 番地 1 (期間) 事業計画協議終了まで(土日・祝日を除く。) (時間) 午前9時から午後4時まで
	⑭対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	【第1回】 (日時) 令和5年8月19日(土)午後7時から (場所) 今町会公民館(松本市大字笹賀今127) 【第2回】 (日時) 令和5年8月20日(日)午前9時から (場所) 株式会社矢島建材 松本工場(松本市大字笹賀542番地1)
第56条	⑮廃止の年月日	
関係図書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課
	縦覧期間	事業計画協議終了まで(土日・祝日その他市の休日を除く。)
	縦覧時間	午前8時30分から午後5時15分まで

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
	第42条	○第41条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係住民の範囲及びその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	19号	提出期限 年月日( ) 提出先
	第45条	○第44条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	22号	
○	第49条	○第44条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	24号	提出期限 令和5年9月19日(火) 提出先 〒399-0033 松本市大字笹賀 542番地 1 株式会社矢島建材 (意見書の写しを松本市にも提出できます。) 写しの提出先 〒390-0851 松本市島内7576-1 松本市環境エネルギー部廃棄物対策課
	第51条	○第44条第1項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	22号	提出期限 年月日( ) 提出先

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

**注) 意見提出にあたっての留意事項**

- ・条例第49条の規定に基づく意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・提出書類はいずれも日本産業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。